

規制影響分析評価書

規制の名称	登録認定機関制度等（民間の第三者機関に移行）
担当部局	消費・安全局表示・規格課
評価実施時期	平成17年6月
規制の内容・目的	<p>【内容】</p> <p>ＪＡＳマークを付することができる製造業者等を認定する登録認定機関及び登録外国認定機関の位置付けを、農林水産大臣の代行機関から、民間の第三者機関に移行するための規定を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録基準として、認証に係る国際的な基準である「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準」（ＩＳＯ／ＩＥＣガイド65）等を規定する。 業務規程と認定手数料の認可制を届出制に変更するなど、認定業務に関し必要な規定を整備するとともに、農林水産大臣による登録基準への適合命令、業務改善命令等の規定を整備する。 <p>これに伴い、登録外国認定機関の登録要件の一つである同等性要件（当該外国にＪＡＳ規格制度と同等の制度を有すること）を廃止する。</p> <p>【新設・改正の目的】</p> <p>平成14年3月の閣議決定「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に即し、ＪＡＳ規格制度における公益法人改革を推進する。</p> <p>【新設・改正の必要性】</p> <p>政府全体として公益法人改革の推進が求められる中で、ＪＡＳ法に基づく登録認定機関についても、平成17年度までに、行政の代行機関から民間の第三者機関への移行が求められているため。</p> <p>【根拠条文】</p> <p>ＪＡＳ法第16条～第17条の14、第19条の8～第19条の10</p>
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 登録認定機関や登録外国認定機関の登録基準を法律に明

	<p>記し、登録に関する規定を整備することにより、登録審査の客観性が確保されることとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録認定機関や登録外国認定機関は、認定料金の設定等、より自主的・自律的に認定業務を実施していくことが可能となる。 業務規程や認定手数料の認可審査に係る行政の負担がなくなる。 JAS制度と同等の制度を有しない国においてJAS格付品を生産しようとする事業者は、自国で認定を受けることが可能となる。
想定される負担	<p>行政の負担</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録基準への適合命令、業務改善命令等による登録認定機関の事後監視に係る負担が生じる。
想定できる代替手段との比較考量	<p>登録制度を設けず、JASマークの表示を付することができる者の認定を民間機関の自由裁量に委ねると、事業者による不正な格付及びJASマークの表示が行われるおそれが高まり、JASマークの信頼性を著しく損ない、消費者の合理的な選択に支障が生じることとなる。</p> <p>このため、一定の登録基準を満たした登録認定機関が民間機関として認定業務を行う仕組みとすることが適当である。</p>
備 考	
レビューを行う時期	平成 23 年 2 月末までに行う。

規制影響分析評価書

規制の名称	J A S 規格制度（流通 J A S 規格の導入に伴う措置）
担当部局	消費・安全局表示・規格課
評価実施時期	平成 17 年 6 月
規制の内容・目的	<p>【内容】</p> <p>流通の方法についての基準を内容とする J A S 規格（以下「流通 J A S 規格」という。）の導入に伴い、流通 J A S 規格による格付及び J A S マークの表示の適正性を担保するための規定を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流通行程管理者（農林物資の流通行程を管理し、把握するものをいう。）及び外国流通行程管理者（外国において我が国に輸出される農林物資の流通行程を管理し、把握するものをいう。）は、登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、格付を行い、J A S マークを表示できることとし、当該認定に関する規定並びに格付及び J A S マークの表示の改善命令等に関する規定を整備する。 ・ 流通 J A S 規格が制定されている農林物資について、流通 J A S 規格に適合しないことが確実となった場合には、生産業者又は販売業者は J A S マークを除去等しなければならないこととする。 <p>【新設・改正の目的】</p> <p>流通 J A S 規格の導入に伴い、格付及び J A S マークの表示の適正性を担保するための措置を講じることにより、J A S マークの信頼性を確保し、消費者の合理的な選択に資する。</p> <p>【新設・改正の必要性】</p> <p>近年、技術の進歩により、流通過程において食品の品質の保持・向上を図ることができる高度な流通管理技術を用いた特色ある流通方法が普及の兆しを見せているが、その内容について一定のレベルであることを確認できる仕組みが必要であると考えられるところから、流通 J A S 規格を導入するものであるが、J A S マークの付してある商品の J A S 規格適合性が失われた際にこれを放置した場合、消費者の信頼が失われ、J A S マークによる消費者の商品選択に支障が生じることから、流通 J A S 規格による格付及び J A S マークの表</p>

	<p>示の適正性を担保するための規定を整備する必要があるため。</p> <p>【根拠条文】</p> <p>JAS法第14条第3項～第8項、第18条～第19条の2、第19条の3第3項、第19条の5、第19条の7、第19条の11、第19条の12、第20条第2項、第20条の2第2項</p>
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 流通JAS規格の格付及びJASマークの表示の適正性が担保されることにより、JASマークの信頼性が確保され、消費者の合理的な選択に資することとなる。
想定される負担	<p>規制の遵守に係る負担</p> <ul style="list-style-type: none"> 流通JAS規格によるJASマークの表示をしようとする者は、JAS法の規定に従って、認定を受けて適正にJASマークの表示を行う必要がある。 流通JAS規格によるJASマークの表示が付してある農林物資を所有する生産業者又は販売業者は、当該農林物資が流通JAS規格に適合しないことが確実となった場合は、JASマークを除去する必要がある。 <p>行政の負担</p> <ul style="list-style-type: none"> 流通JAS規格によるJASマークの表示に関する監視コストが増加する。
想定できる代替手段との比較考量	<p>流通JAS規格による格付及びJASマークの表示の適正性を確保する規定を整備せず、事業者の任意の取組に任せることが想定されるが、この場合、事業者による不正な格付及びJASマークの表示が行われるおそれが高まり、JASマークの信頼性を著しく損ない、消費者の合理的な選択に支障が生じることとなる。</p> <p>このため、流通JAS規格による格付及びJASマークの表示の適正性を担保する措置を講じることとすることが適当である。</p>
備考	<p>生産の方法についての基準を内容とするJAS規格が制定されている農林物資（有機農産物）にも同様の規定がある。</p>
レビューを行う時期	<p>平成23年2月末までに行う。</p>

規制影響分析評価書

規制の名称	品質表示基準制度（表示義務者に輸入業者を追加）
担当部局	消費・安全局表示・規格課
評価実施時期	平成17年6月
規制の内容・目的	<p>【内容】 飲食料品の品質に関する表示に係る基準を守るべき者として、従来の製造業者及び販売業者に加え、新たに輸入業者を追加することとする。</p> <p>【新設・改正の目的】 輸入業者に対する品質表示についての責任を明確にする。</p> <p>【新設・改正の必要性】 近年、輸入業者の中には、海外の製造・加工業者と提携し、自ら製造工程を管理した製品を輸入し、最終検査を行った上で販売するケースが増加してきており、このような輸入業者についても品質に関する表示の基準について守らせることが必要であるため。</p> <p>【根拠条文】 JAS法第19条の13</p>
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 従来、輸入業者が輸入した農林物資を販売する場合には、販売業者として表示責任を問う仕組みとしていたが、輸入業者を飲食料品の品質表示基準を遵守しなければならない者として明確に規定することにより、食品表示に対する輸入業者の意識の向上が図られ、表示の適正化が推進される。
想定される負担	<p>規制の遵守に係る負担</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸入業者は、品質に関する表示の基準を守るべき責任を負う。
想定できる代替手段との比較考量	<p>現行のまま、輸入業者を販売業者として取り扱うこととした場合、輸入業者の食品表示の適正化に対する意識の向上が図られない懸念が生じる。</p>
備考	
レビューを行う時期	平成23年2月末までに行う。

規制影響分析評価書

規制の名称	J A S 規格制度 (J A S マークを貼付できる者の範囲拡大)
担当部局	消費・安全局表示・規格課
評価実施時期	平成 1 7 年 6 月
規制の内容・目的	<p>【内容】</p> <p>工場又は事業所ごとに登録認定機関の認定を受けて、自ら格付を行い、 J A S マークを付することができる者として、従来の製造業者に加え、販売業者と輸入業者を追加することとする。</p> <p>【新設・改正の目的】</p> <p>製品の J A S 規格適合性の検査を行う能力のある販売業者、輸入業者が認定を受け、 J A S マークの表示を行うことを可能とすることにより、生産・流通の実態に即した格付の実施に資する。</p> <p>【新設・改正の必要性】</p> <p>近年、輸入業者又は販売業者の中に、製造業者と提携し、自ら作成した製品の品質管理マニュアルに従って飲食料品等の製造を行わせ、自ら最終製品の検査を行うことにより、製造業者の行う製品の製造工程を管理するものが出現、増加してきており、このような生産・流通の実態に即して、格付が効率的に行われるようにするため。</p> <p>【根拠条文】</p> <p>J A S 法第 1 4 条第 1 項</p>
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 製造・加工時の品質管理や最終製品の検査を十分に行う能力のある販売業者や輸入業者は、希望するところにより自ら認定を受けて J A S マークの表示を行うことが可能となり、生産・流通の実態に即して格付が効率的に行われるようになる。
想定される負担	<p>規制の遵守に係る負担</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定を受けることができる者の範囲が拡大し、 J A S マークの表示をしようとする販売業者、輸入業者は、 J A S 法の規定に従って、認定を受けて適正に J A S マークの表示を行う必要がある。

<p>想定できる代替手段との比較考量</p>	<p>販売業者又は輸入業者が登録認定機関の認定を受けずに格付及びＪＡＳマークの表示ができることとし、格付及びＪＡＳマークの表示の適正性の確保をこれらの者の任意の取組に任せることとした場合、これらの者による不正な格付及びＪＡＳマークの表示が行われるおそれが高まり、ＪＡＳマークの信頼性を著しく損ない、消費者の合理的な選択に支障が生じることとなる。</p> <p>このため、これらの者がＪＡＳマークの表示をしようとするときは、登録認定機関の認定を受けて適正にＪＡＳマークの表示を行うこととすることが適当である。</p>
<p>備 考</p>	
<p>レビューを行う時期</p>	<p>平成 23 年 2 月末までに行う。</p>